

Ver 1.21

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	岐阜県中津川市 加子母森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクト ～「美林萬世之不滅」の循環型山づくり
プロジェクト 代表事業者名	加子母森林組合 代表理事組合長 内木 篤 志 印

提出日 22 年 12 月 10 日

受理日 22 年 12 月 10 日

最終版提出日 23 年 2 月 1日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ)		
住所	岐阜県中津川市加子母4872番地の5		
代表者氏名	内木篤志	担当者氏名	日下部信康
担当者所属	総務部	担当者役職	事務参事
担当者 E-mail	info@fa-kashimo.jp	担当者電話番号	0573-79-3333
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括・データ管理・調査・モニタリング取りまとめ・森林施業実施		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合 (カシモシンリンクミアイ) プロジェクト代表事業者と同じ		
住所	岐阜県中津川市加子母4872番地の5		
代表者氏名	内木篤志	担当者氏名	日下部信康
担当者所属	総務部	担当者役職	事務参事
担当者 E-mail	info@fa-kashimo.jp	担当者電話番号	0573-79-3333
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括・データ管理・調査・モニタリング取りまとめ・森林施業実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	加子母森林組合(カシモシンリンクミアイ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>加子母森林組合</u>		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://wwwfa-kashimo.jp</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 <u>具体的に:</u></p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>・ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①

B.1 プロジェクト活動	項目																																												
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 加子母森林組合では組合員からの長期受委託契約により、間伐事業費を中心に施業の委託を受けている。 また、このうち 4,672ha については SGEC の森林認証を取得しており、生物多様性や環境に配慮しながら施業を行なっている。 このようななか、立木の密度を適正に保つよう間伐を行うことで、木材による温室効果ガスの吸収量が効率的で、より多くなることを目的に間伐事業を行なう。 尚、森林施業計画の実行に当たっては、毎年約 300ha の間伐計画を達成するため、毎年度当初に計画のある予定者に再確認を行い、計画どおり行なえる箇所以外は予定面積近くに達するまで計画変更しながら間伐面積の確保を行なっている。 このプロジェクトを適正に運用するため、この方法は今後も継続したい。</p> <p>【内容】 30% 以上の間伐率で間伐し、間伐した木材は極力搬出し利用することで、せつかく固定した CO₂ を再放出しないよう努力する。特に末口径 12~13cm の間伐材を大量に利用する住宅開発にも着手している。</p> <p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>当地区では、以前から優良材生産のため、枝打ちや間伐事業を中心に森林の整備と管理を行ってきたが、ここ数十年、木材価格の急激な落ち込みにより森林所有者の山に対する関心が薄れ、間伐対象林が増大する時期に来て山に投資する意欲を失いかけている。 そんな中、下記資源構成表「人工林の齢級別面積」グラフにあるように 9 齢級から 11 齢級をピーク（全体の 50.8%）に要間伐林分が増加しており、森林所有者に対し間伐を行うことを強く働きかける必要がある。 また、1 つの小班の中にスギとヒノキが混在するところがあり、植栽時の樹種の本数割合で案分されているが、現地は必ずしもパッチワーク状でなく混在するところもある。これについては、資料 3 - 3 - の凡例：スギ・ヒノキ 2 樹種植栽林で示す。</p> <div data-bbox="450 1290 1262 1805" style="text-align: center;"> <p>人工林の齢級別面積</p> <table border="1"> <caption>人工林の齢級別面積 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>齢級</th> <th>ヒノキ (ha)</th> <th>スギ (ha)</th> <th>その他 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>3</td><td>20</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>5</td><td>100</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>7</td><td>350</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>9</td><td>550</td><td>100</td><td>0</td></tr> <tr><td>11</td><td>650</td><td>200</td><td>0</td></tr> <tr><td>13</td><td>200</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>15</td><td>100</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>17</td><td>100</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>19</td><td>100</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>施業計画全体</p>	齢級	ヒノキ (ha)	スギ (ha)	その他 (ha)	1	10	0	0	3	20	0	0	5	100	0	0	7	350	0	0	9	550	100	0	11	650	200	0	13	200	0	0	15	100	0	0	17	100	0	0	19	100	0	0
齢級	ヒノキ (ha)	スギ (ha)	その他 (ha)																																										
1	10	0	0																																										
3	20	0	0																																										
5	100	0	0																																										
7	350	0	0																																										
9	550	100	0																																										
11	650	200	0																																										
13	200	0	0																																										
15	100	0	0																																										
17	100	0	0																																										
19	100	0	0																																										

		人工林			天然林		
		樹種	面積 ha	材積 m ³	樹種	面積 ha	材積 m ³
		スギ	563	191,917	ヒノキ	44	15,721
		ヒノキ	3,087	722,102	針葉樹	359	69,440
		その他	15	2,303	広葉樹	717	102,018
プロジェクト対象地							
		人工林			天然林		
		樹種	面積 ha	材積 m ³	樹種	面積 ha	材積 m ³
		スギ	115.37	39,327	ヒノキ	0.00	0.00
		ヒノキ	1165.33	272,590	針葉樹	0.00	0.00
		その他	0.00	0.00	広葉樹	0.00	0.00
<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>長期受委託契約に基づき、間伐間隔は5年から10年を目安に成長の度合いにより、木を1本づつ見ながら将来に残すべき優良木を選び、定性間伐で行なう。 間伐率は30%以上で行う。 選木基準は、同一樹種一斉林の場合、間隔にとらわれることなく、不良木や競争に負けた「すくみ木」などを除去し、次に「あばれ木」など平均より太い木から利用間伐を行う方法で間伐を促進することで二酸化炭素の有効な吸収を図る。 これにより年輪の詰まったまっすぐで将来性のある木を残すことが出来るうえに、太い木は利用効率が高く、吸収したCO₂を有効に蓄積することができる。</p>							
B.2 採用技術		プロジェクトで使用する設備・機器等					
		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	
		ポケットコンパス	牛方商会	10年程度	2002年4月	面積測量機	
		バーテックス	パグロフ社	10年程度	2006年4月	樹高測定器	
		輪尺(キャリパー)	ハスクバーナー	10年程度	2010年9月	胸高直径測定器	
		GPS測量器	Juniper systems	10年程度	2009年9月	面積測量機	
		トウルーパルス	GiSupply	10年程度	2009年9月	樹高測定器	
B.3 プロジェクト	実施事業 所名	加子母森林組合					

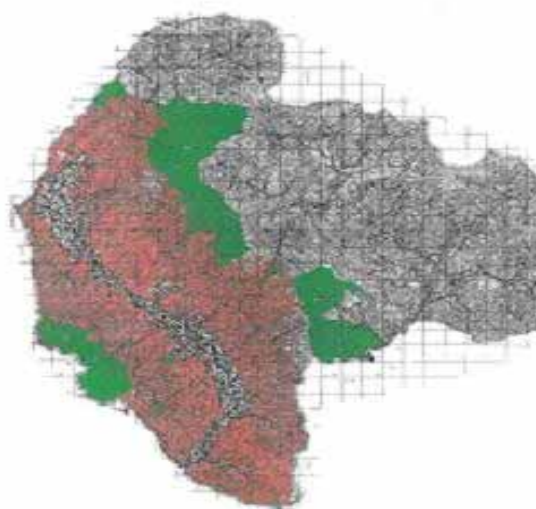
実施場所	住所	プロジェクト実施場所の住所 中津川市加子母 下表は地区内の「字名」				
		小郷東	杉ヶ平	アワラ	中筋	起し
		上下島	下木戸	池ノ上	牧	大沼
		池ノ森	森の外	小郷西	小和知野	起垣戸
		小和知西	鎌井野	野尻	生場	小和知東
		山下	二渡東	正外野	高屋	平田
		吉本	二渡西	郡上島	向畑	向
		井上	田之頭	牧戸	起野	万才池
		鳥洞	平垣戸	宮下脇	川向	宮下
		渡合	上平	尾城	福崎	西桑原
		南桑原	北桑原	桑原	長島	村上
		神田	須母田	東桑原	西万賀	八幡
		岩田	東万賀	猪ノ谷	坂本	広野
		外谷	小瀬	飯島	角領西	中山
		薙野	西の上	板ノ木	角領東	尾山
		野中	下吉本	吉金		

中津川市加子母の位置



岐阜県中津川市の中で加子母の位置は上記赤丸の箇所、下呂市と東白川村に接し東は長野県である。

概要



加子母地区の中で上記の赤色部分が「加子母全団地」で、緑色が「中津川市有林加子母団地」である(右側半分の色無しは国有林)。今回の申請ではこの2つの森林施業計画を範囲として申請し、このうちプロジェクト対象期間に間伐を行った森林を対象とする。

加子母総合事務所の位置

北緯 35° 42′ 43″、東経 137° 22′ 24″

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日(6年0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	3,345	5,249	7,189	7,672	8,221	31,678
B.7 モニタリング報 告の頻度		年1回を予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	岐阜県造林補助金 中津川市間伐事業補助金(災害に強い森づくり事業) 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 条件不利森林公的整備加速化事業 公共保安林整備事業(改良)					
	補助金額 (申請額含む)	217,910,352円					
	補助対象年月日	2007年4月1日～2010年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補 助金受給事業については、資料を必ず添付すること) 補助金交付決定通知					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 無					
	制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因 森林火災・気象災害・病虫害・獣害</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林火災: 森林火災の予防については、森林組合安全推進委員会及び組合員の総代組織により森林火災予防の周知を図る。又、火災発生時には中津川北消防署、中津川消防団加子母分団と連携し的確な消火活動をおこなう。 ・気象災害: 雪害が想定されるが、近年は間伐手遅れ林が減少しており、リスクは少ない。 ・病虫害・獣害: 近年の状況で病虫害は天然赤松の害だけで、スギ・ヒノキの人工林には影響はない。また獣害もカモンカや野兎の被害を受ける林齢を経過しており、リスクは極めて少ない。 <p>③「J-VER」の吸収量算定に係るリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト対象地の現況把握については、定期的な現況調査や施業監理で実施するとともに、周辺林分の林況についても把握に努める。 ・吸収量算定時において、モニタリング計画と異なる林況(樹種・林齢・面積等)がモニタリング時に発見された場合には、現況に合わせ、樹種及び林齢毎の面積の実測を行うことを基本とし、それが出来ない場合は吸収量が低く算定される樹種・林齢等にて適切に算出することとする。
----	--

※1: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※3: 海外の VER 制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの 適格性基準 との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001 ver. 4.0</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	プロジェクト実施地は岐阜県により第12次木曾川地域森林計画が策定されており、森林法第5条に定める森林である。
	C.1.3 条件2	<p>①この計画書は森林施業計画「加子母全団地」及び「中津川市有林加子母団地」で申請している。また当該プロジェクト実施地が当該森林施業計画内に収まっていることを地番・林小班で確認した。</p> <p>②当該プロジェクト対象地は、プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされること、モニタリング・検証に当たって当該森林施業計画全体の伐採届け・造林届けを提出することなどの条件を満たしているため、当該森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出した。</p> <p>③間伐は定性間伐とし、間伐率は30%以上とする。また、主伐後の更新については、中津川市森林整備計画により適切に植林することとされている。又、間伐事業は中津川市が森林整備計画で定義する間伐である。</p>
	C.1.4 条件3	<p>中津川市により森林施業計画の認定を受けており、長期の方針も水土保持林は「間伐を中心に施業を行い、原則として皆伐は行なわない。」としている。資源循環利用林については「原則として大面積の皆伐は行なわず、長伐期循環施業として間伐・択伐により同種又は異種の複層林又は針広混交林へ誘導する。」としており、長期にわたる計画としている。</p> <p>現行計画 認定番号 2007-A67-0-042(-03-2010) 2010-A67-0-041 H19終了分 認定番号 2002-A71-0-002(-06-2007) 2002-A71-0-003(-06-2007) 2002-A71-0-004(-06-2007) 2002-A71-0-005(-06-2007) 2003-A71-0-001(-05-2007) H22終了分 認定番号 2005-A67-0-041(-02-2008)</p>
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001 ver. 4.0</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										
	準拠の説明	説明																	
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない																			
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない																			
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する																			
C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">モニタリングパラメータ</th> <th style="width: 35%;">モニタリングパターン</th> <th style="width: 50%;">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td>地籍調査は地区全体の約64%まで進んでおり、その実測データを使用できる。 地籍調査未実施地及び間伐対象エリアが、モニタリングポイントの境界と一致しない箇所はコンパス又はGPSで実測する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」として公表されているものを使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>文献名: 岐阜県人工林 林分収穫表 (平成4年3月 岐阜県林政部編纂) 付表1 ヒノキ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ 付表1 スギ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	地籍調査は地区全体の約64%まで進んでおり、その実測データを使用できる。 地籍調査未実施地及び間伐対象エリアが、モニタリングポイントの境界と一致しない箇所はコンパス又はGPSで実測する。	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」として公表されているものを使用する。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 岐阜県人工林 林分収穫表 (平成4年3月 岐阜県林政部編纂) 付表1 ヒノキ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ 付表1 スギ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																	
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	地籍調査は地区全体の約64%まで進んでおり、その実測データを使用できる。 地籍調査未実施地及び間伐対象エリアが、モニタリングポイントの境界と一致しない箇所はコンパス又はGPSで実測する。																	
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」として公表されているものを使用する。																	
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS等)																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 岐阜県人工林 林分収穫表 (平成4年3月 岐阜県林政部編纂) 付表1 ヒノキ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ 付表1 スギ林分収穫表 該当ページ: 12~16 ページ																	

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)	
		森林を適正な状態に保つために必要な間伐が2007年度以降に実施されない状態	
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
		データの信頼性・入手可能性	説明
<input type="checkbox"/> 低い			
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない			
(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)			
施業計画通りに実施しない可能性	説明		
<input type="checkbox"/> 可能性がある			
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない			
(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)			
転用の可能性	説明		
<input type="checkbox"/> 可能性がある			
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない			

C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源)	
	温室効果ガス排出源・吸収源	説明
	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス・地下部バイオマス
	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	無し
	<p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p>	
	リーケージの種類	説明
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし	
(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)		
温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明	
<input type="checkbox"/> 使用		
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない		

C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>不確かなデータの使用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
不確かなデータの使用	説明							
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>存在する</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>存在しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>当プロジェクトのモニタリングプロット(予定)を資料3-3-②で示す。プロットの設定に際しては、類似する地形で1つ1つのエリア(グループ)を設定し、プロジェクト対象面積が30ha 毎、かつ樹種毎に1箇所から2箇所、標準的な成長の箇所を選定することを基本とする。但し、実際にモニタリングを実施する際には実際の森林現況を踏まえてモニタリングプロットの変更や追加を行なうことがある。</p> <p>その他はモニタリングガイドラインに準拠して設置する</p> <p>モニタリングプロットに対応した資料の準備</p> <p>別添資料3-3-②</p>						
C.7 備考		特になし						

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】 プロジェクト代表事業者である加子母森林組合とプロジェクト対象森林の所有者との間で持続性の担保について確認・合意したことの証拠として、プロジェクト対象森林の全所有者と覚書を交わしている。</p> <p>【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】 申請を行なう森林施業計画の中で、間伐を実施しない森林所有者に対して、持続性を担保するために説明会を実施し了解を得た。又、説明会に参加しなかった森林所有者には、制度の説明と持続性を担保するための遵守事項を送付し意見を求め、異議が無いことを確認した。</p>			

D.3 その他特記事項	特になし
-------------	------